

流山市リサイクル推進店制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量及び資源化に積極的に取り組んでいる店舗を流山市リサイクル推進店(以下「推進店」という。)として認定し、広く市民に周知することにより、循環型社会の形成に向けた取組を推進することを目的とする。

(認定要件)

第2条 推進店の認定は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす店舗に対して行うものとする。

(1) 次に掲げるもののいずれかを店頭回収し、自らのルートにより資源化している店舗

ア 紙パック

イ 新聞及び雑誌

ウ プラスチックトレイ

エ 空き缶

オ 空き瓶

カ ペットボトル

(2) その他ごみの減量及び資源化に係る取組を積極的に行っていると市長が認める店舗

(申請)

第3条 推進店の認定を受けようとする者は、流山市リサイクル推進店認定申請書(別記第1号様式)により、市長に申請しなければならない。

(認定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第2条に規定する認定要件(以下「認定要件」という。)を満たしていると認めるときは推進店として認定し、流山市リサイクル推進店認定証(別記第2号様式。以下「認定証」という。)を当該申請者に交付するものとする。ただし、市長は、当該申請者が認定要件を満たしている場合であっても、ごみの減量及び資源化を進める上で適切でない行いをしていると認められるときは、推進店の認定をしないことができる。

2 前項の規定による認定の有効期間は、認定した日の翌日から起算して2年とする。

3 前条及び前2項の規定は、推進店の認定の更新手続について準用する。

(推進店の役割)

第5条 推進店は、前条第1項の規定により交付を受けた認定証を店舗の見やすい場所に掲示するものとする。

2 推進店は、認定を受けた要件以外にもごみの減量及び資源化に積極的に取り組むものとする。

3 推進店は、市が実施するごみの減量及び資源化の施策、調査等に協力するものとする。

4 推進店の愛称は、ケロクル推進店とする。

(市の役割)

第6条 市長は、推進店について広く市民に周知すること等により、その利用の推進を

図るものとする。

(変更の届出)

第7条 推進店は、第3条(第4条第3項において準用する場合を含む。)の規定による申請内容に変更があった場合は、流山市リサイクル推進店変更届(別記第3号様式)により速やかに市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第8条 市長は、推進店が認定要件に適合しないと認められるとき、又はごみの減量及び資源化を進める上で適切でない行いをしたと認められるときは、推進店の認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により推進店の認定を取り消したときは、流山市リサイクル推進店認定取消通知書(別記第4号様式)により推進店であった者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、認定証を直ちに市長に返還しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による申請に係る手続その他この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

別記 省略